

「モラルハザード」の両義性

「事故米」報道は何を伝えたのか(4)

戸 倉 恒 信

(台湾大学歴史学研究所博士課程)
Tokura Tsunenobu四、「産米／込米」の
相克関係

「事故米穀の不正規流通問題に関する有識者会議」¹¹⁾の委員であられる神山美智子氏は『朝日新聞』のオピニオン欄で「汚染米」に言及され、「いくらミニマムアクセス米の輸入が義務付けられているといっても、食べられない米まで輸入する必要はない。最初の段階で全部返品していれば今回の問題はなかった」¹²⁾と述べられている。この、一見理に

適っている「分かりやすい」判断には、歴史的に内在している「因習」への勘案を行わない態度が存在する。つまりここにある態度とは、不快を呼び起こす対象は全て「外来」へ帰そうとする思考構造である。そもそも「問題」認識とは、対象に不断に向き合おうとする意志から生じるのだから、そこに含み持つ困難や苦痛を埒外に置こうとする精神から建設的認識は生じないのである。では、私が「事故米穀の不正規流通」の発生条件を社会的動機との関係か

らとらえなおそうとする理由説明をするためにも、三笠フーズに関する一つの報道を起点に論述を行なうことにしよう。

食用への事故米転売が発覚した三笠フーズが、食品加工用に使途が限定された国産米を主食用の米に混ぜて転売していたことが分かった。

(中略)

(同社の)財務担当者によると加工用米は主食米より1〜2割安い

が、使途は冷凍加工や米穀粉などに限られている。三笠フーズは98年〜今年9月、J A全農から国産加工用米を年間数10トン〜約700トン購入。九州工場でブレンドした米は、九州や関西のレストランなどに販売されていたという¹³⁾。

これは「事故米」報道の最中に現れた記事であるが、「食品加工用の国産米」というカテゴリーを「事故米」だと画定すれば、確かにこの報道は「事故米穀の不正規流通問題」

とは関係ない、という判断と論理的矛盾を起さない。言うまでもなく、その内容からは「事故米≡MAM」に不都合は生じないからである。認識主体があらかじめ「国産／輸入」の区別をし、そこから問題を構成すれば終始「国産米」の不正規流通が俎上に載らないのは当然である。しかし輸入された「汚染米」を「全部返品していれば今回の問題はなかった」という判断は、政府が「国産米」を備蓄しないという前提がなければ成立しないのであり、日本にそういう規定が存在するののかについては調べるまでもなからう。昨年9月、農水省は「今回の問題」を受けて制度改正する方向で検討を始めているが、そこには「輸入検疫で食品衛生上問題がある事故米は返品するように見直す。国産の事故米が出れば、実際にのり原料として使用する業者だけに販売するような制度に変更する」⁴⁾と記されているように、「今回の問題」認識に「輸入米／国産米」の区別など不要であって、米取引をめぐる因習の所在が、この改正案を通じて表面化したことこそが問題なのである。つまり意識すべき

ことは、返品相手国のない国産米の諸規格が、生産者の手を離れて仲買いから集散地の問屋や小売商を通過する間に「混淆」してゆくプロセスであるといえる。結論的にいうと、穀物の状態推移は工業製品とは異なり、漸变的なプロセスをたどるといふ知的配慮がなされていれば、「今回の問題」認識において「ブレンド」行為が、産米の奨励に伴ってなされる相克関係を把握できたはずなのである。そこでいささか面倒ながら、「使途が限定された国産米」と三笠フーズの担当者が述べた「加工用米は主食米より1〜2割安い」という点に注目しつつ、「今回の問題」の基調に在る歴史的ファクターに接近してみることにしよう。

徳川時代の慣例取扱法等を記録した史料には、定量以上の米を添加し、最終的な白米の上がりを確保する慣行の所在が記されている。「込米」と称される概念であるが、その字義について『地方凡例録』には：

御藏場へノマハシヲ出シタル時、不足立コトアルユエ、一苞ニ一升餘ツツモ餘計ニ入ル、元來御藏ヲ

サメマハシノトキ、仕マハシノ一升ハ、コボレルホド山盛ニ無之テハ、一合缺ニ相立ニヨツテ、餘ケイヲ入ル事也、是ハ升目勘定ノ外ニテ農人ノ損也⁵⁾。

と記されている。つまり「込米」とは、取引所に運ばれる米の定量不足を予見して、俵米の移動や検査選別の過程で損耗目切れの起きないよう一定量の米を「餘計ニ入ル」ようにしたのが始まりで、それが民間法となり、後に制度化されたのである。しかし「是ハ升目勘定ノ外ニテ農人ノ損」という百姓への犠牲を強いる慣行であったが故に、補われる定量以上の米が再び「定量」という概念に埋没してゆく原理をこの觀念自身が併せもっていたのである。即ち「込米」とは、その成り立ちからして商人や年貢を徴収する役人が、字義の変質を歓迎する原罪性を含んでいたため、官民参与の「込み」慣行は、貢米制度の廃止される維新後においても惰性的に継承されていたのであろう。

例えば1935年、日本統治下の台湾において、総督府が発した『台

湾米穀検査規則』第十三條には…「受検米一袋又ハ一呎ノ重量ハ正味六十疋(口米〇・五疋ヲ添加スベシ)」⁶⁾という記述があるが、これは60キロに対して0・5キロの「込米」を義務付けた事例である。ここでいう「口米」とは、元來代官所が租税以外に取り立てた言わば礼金を指した概念であるから、殖民地との位階関係を媒介する「そういう意味」をも「込米」は担ったのである⁷⁾。しかし内地に目を向ければ、市場関係者は各地産米の品位改良の話が出る度に、産米の声価向上を理由に「込米」の増量を求めていたというのだから、やはり内地／殖民地の区別なく、この種の社会的動機を認識しておく必要はある⁸⁾。同年の史料を紐解くと、山形県の米穀販売事情を調査した記録には、庄内米が米券倉庫に納められる様子が以下のように描写されている。

米券倉庫の保管料一石當八錢五厘は必ずしも高額ではないが入庫の際の検査に於いて込米(一俵四斗以上を入れさせるその餘分の米)を多量にすること、或いは三等米

の巾を大にする（優良米でも三等にする）こと等によって、農家は不知不識の間に倉庫によって利益をせしめられてゐる。

（中略）

勿論込米を多量に取ることも、又は三等米の巾を大にすること等によって米券米の品質斛量は正確を期せられてゐる。その為に米券米は、普通縣検米の同一等級のものより格上げで取引せられる。

（中略）

庄内における農業倉庫は保管料も石六錢で改装料等も遙かに安價であり、その上入庫と同時に産米改良奨励金として割戻金を與へてゐるもので、米券倉庫に比し寄託者の負擔は遙かに小額である⁹⁰。

食品と科学

米券とは、即ち「米券倉庫」に寄託される米に対して交付される証券である。当時の市場関係者は、正米よりも流通性や利便性が高い米券による取引を希望したのだが、この最大の魅力は、「米券米の品質斛量は」、「込米を多量に取ることも、又は三等米の巾を大にすること」により、その「正確を期せられてゐる」

部分に在る。言うまでもなく等級概念には一定のアソビがあるのだから、これを大きくすれば一等級内の上限以下と下限以上の間に属する米の規格を増やすことができ、さらに「込米」が漸次増大すれば米券の価値も上がるといふわけである。即ち、等級内の上限と一段上の等級内の下限とを不断に混合してゆけば、その上位の等級に属する米を「作る」ことが可能になるのである。この種の「アソビ」を便宜上「等級銜状差」と呼んでおく。ところで「規格」

(standard) 本来の意味から捉えれば、庄内米と庄内米券米とが、この等級銜状差の分だけ実質異なっていることに気づかれよう。当時、渡邊五六氏はこの種の現象について、一方で「検査に依つて厳格な規格統一をなすことを要求し、その反面に於いては、規格の統一を破るの結果を生じせしむる所の込米の奨励をすることは、其のこと自體に理論上の大なる矛盾を感じる」⁹¹と批判されている。しかしここで把握すべき構造は、米とは本来異種混合なモノであつて、そういう状態に対して「規格」が求められたのは、公衆衛生でいう

ところの安全が優先されたというよりも、市場が一年を通じて安定的で不利を被らない取引効率と、経済効果を期待したためだといふことである。生産地では個々に異なる規格を雑多に栽培して、特に軟質米の生産者は生産地に近いところでも販売したいと考えるが、他方、消費地において消費者は整一に規格化された米を一定量ずつ、一年を通じて毎日確実に入手したいと考えているのである。近年「地産地消」が奨励されているが、そもそも一年に一度しか収穫されない米に対し、なぜ工業製品のような同規格を謳う「商品」が一年中各地に溢れるのかについて顧みられることはない。そして、消費地で起きている回帰現象は、赤米や黒米の入った雑穀米を購入し、それを敢えて「規格化」したと看做される米に再びブレンドする (contaminate) 行為だったといふのは、なんと皮肉な話ではないだろうか。

ところで、穀物に対する規格化への試みは古来から行われているのだが、実際には諸産地間で、種 (class) 類 (subclass) と状態 (condition)、また等級 (grade) のカテゴリー間に

与えられる認識上の区分は複雑に交错して、そういう意味においても米は異種混合なのである。「同一の種類」と看做した一群のモノを、さらなる種類に区分する動作を繰り返し、加えて品位 (quality) において多種多様なものへと腑分けをしてゆけば、何十・何百という種類差が生じるのは自然な話である。例えば、1926年に台湾総督府殖産局が台湾産米に対して行った「旧態」描写によれば：

本島米の舊態は品質粗惡、品種雜駁で、一品種中に異品種特に赤米、烏米、茶米其の他種等の混淆が甚しく、價格昂らず單位面積の収量も亦極めて寡少であつた。加之品種の員數、第一期米四百四十七種、中間作米百八十二種、第二期米七百三十六種、合計無慮一千三百六十五種もあつて若し大量の産米を蒐集すると善惡、長短、大小、黃白、黒赤、雜然として混淆して居り、赤米丈けでも一升玄米中二千五十六粒、乃至三千四百五粒も有り、時には赤米過半の商品を見ることすら稀ではなかつた⁹²。

とされている。しかし1937年に、100年前の佐賀県産、80年前の山口県産、50年前の秋田県産等の古杓米を比較した調査報告書があるが、それによると検体の全てにおいて「異品種を混じ」、また赤米等の混濁が指摘されている⁹⁸。考えてみると、ただか70年前の内産でも産米改良が奨励されていたのだから、日本の旧態も「品質粗悪、品種雑駁」と五十歩百歩であったことは明白である。こうしてみると、本来の異種混合米から観念的に規格化されてゆくの「産地・銘柄米」であり、同時に市場で異種混合化される等級缺状差米が、「それなりの」声価で流通してゆくという相克関係が浮き彫りになるのである。確かに、戦前には公衆衛生に対して今ほどやかましくは言われておらず、黄変した米を問題化できるコンテクストは出現していない。だから市場関係者が米の規格化と同時に「込米」増加の提言を行えたのだろうが、「込米」という用語がほとんど死語となった現代においても、それは「ブレンド」という横文字に言い換えられて連鎖と継承されているのである。

ではここでもう一度、本節の冒頭で引いた「問題」を想起してみよう。思考すべきことは、主食米と加工米という異なる規格がブレンドされる場合の「問題」は何であり、そしてその「問題」にどう対処するのかである。そもそも農産物は生産プロセスにおいて、工業製品のようにあらかじめ厳格な規格を与えることとはできないのだから、加工米と主食米とを腑分けするファクターを「あらかじめ」厳密に制度化すればするほど、規格間の配分表示の義務化に、実質的な意味が生じなくなるのは当然であろう。煙草で例えるなら「シケモク」は未だ吸殻ではないように、仮に「軽微な事故米」⁹⁹を飼料用にでなく、加工用へ「作る」ことに問題を生じさせるには、「軽微な事故米」という枠組みと対照関係にある実定法の「時代的な意味」を思考しなくてはならないはずである。だとすれば、以下の三笠フーズの社員の証言に私たちはどう向き合えばよいのだろうか。つまり、「正規米がタイ産やベトナム産であれば、同じ産地の『事故米』を精米機にかけて前に混ぜることで、取引先に気づ

かれないよう細工」するので。もちろん、この目的は全て「企業努力で1円でも安くするため」であり、「ブレンド米は業界では常識」なのです¹⁰⁰。ここには確かに、ブレンド米ではなく「ブレンド米」と括弧を付さなくては説明不能な構造の所在が指摘されている。しかしこの「常識」は、食糧確保の困難な時空においては考慮すべき選択肢ともなるのである。そして、この「常識」には、産地間の混濁もあり、同時に規格間の混濁が更なる混濁を生んでゆくことぐらいは理解できよう。だから「今回の問題」を受けて農水省は昨年11月12日、加工食品等の原料米の原産地表示の義務化案として、「輸入米は原産国名を表示し、国産米と輸入米がブレンドされている場合は重量比の多い順に並べる案」¹⁰¹を提出したのだろうか、では後者（異規格間の混濁）への対応はどうなったのだろうか。農水省は昨年10月、「今回の問題」を受けて「事故米」の不正規流通を警戒しているのが、ここで政府が警戒しているのは、麦の「用途通りでない使用」であって、「産地偽装」などではな

い¹⁰⁰。次節で詳しく述べるが、この農水省の「事故米」に対するハザード表明は、私たちが向き合うべき「今回の問題」が、異規格間の混濁であることを実証しているのである。だとすれば、認識過程におけるプライオリティの倒錯は、MA（最低輸入義務）米が「今回の問題」を引き起こしたという前提構図によって、問題の全てを「輸入米の問題」ととらえ、輸入米の流通先であるナカガワの流通先であった米菓製造会社は…

ナカガワから「国産ブレンド米」として仕入れた米約1400キロの一部を、おかきに加工し菓子問屋などに出荷した。自主回収した後、残っていた米約840キロはナカガワに返却した。奈良県によると、回収したおかきとナカガワの米からは、農薬のメタミドホス

などは検出されなかった¹⁰⁾。

と報じられている。ナカガワは「使途が限定された米」を、その他の規格米に混ぜて加工用として出荷したのだろうか。詳しいことは定かでないが、その翌日の『朝日新聞』では、該社は「中国産のもち米を国産と説明し」ていたのだと報じられている¹¹⁾。ならば単にポジティブリスト制によって、モノの属性が「事故米」に変わった「中国産」の加工米を「国産」として販売しただけではないのか。加工食品等の原料米産地表示の義務化案はこの時点では提出されてはいないことを考慮すれば、ではなぜナカガワは『新聞』に掲載されたのか、という疑問は起きる。一連の報道で「じたばた騒いだ」御仁は、「今回の問題」が異なる産地間の混淆にあったのか、あるいは等級差があったのか、そのプライオリティが明らかにされない故に起きた悲劇について省察すべきではないのだろうか。

(次号につづく)

参考文献

(1)『きょう有識者会議』、『読売新聞』

(2008年9月19日)

(2)神山美智子『行政の怠慢こそ問題だ』、『朝日新聞』(2008年9月18日)。ミニマムアクセス米とは、

1993年にガット(関税貿易一般協定)ウルグアイ・ラウンド

(新多角的貿易交渉)で日本が提唱し、そして受け入れた議長調整案を指す。当時、日本は6年間、

関税化を実施しないことを条件に、その代価として段階的に認められた国内消費量の4〜8%の最低輸入量を受け入れたのである

が、MA米論を展開させる場合には、当時の細川首相の会見発表文内にある、「七年前ウルグアイラ

ウンドを提唱したのが、ほかならぬ我が国であったことも思い起こさなければならぬ(12月14日)、という歴史認識が必要となるはずである。

(3)宮地佳奈子『国産加工用米も不正』、『毎日新聞』(2008年9月18日)

(4)奥山智己『事故米流通禁止へ』、『毎日新聞夕刊』(2008年9月12日)

(5)大石久敬著『地方凡例録』、瀧本

誠一編『日本経済叢書卷三十一』

(日本経済叢書刊行會、大正5年12月)所収。

(6)農林省米穀局『臺灣米關係資料』(1937年9月)

(7)『地方凡例録』は「口米」について、「租税ノ外ニ取立ル事縣令代官郷里ヲ支配スルニハ、下吏ヲカ

ヘ宛行ワヲタシ、筆墨紙其他諸雜用アル事ユエ、年貢米ノ高ニカケ取立、右ノ雜用ニアテル事、鎌倉時代ヨリ始リシト見エタリ」としている。

(8)渡邊五六『産米市場の聲價と込米問題』、『農業』(大日本農會事務所、1938年7月号)

(9)千石興太郎『農産物販賣事情に關する調査・米、小麦、雞卵、木炭』(産業組合中史會、1937年)

(10)渡邊五六『産米市場の聲價と込米問題』、上掲書。

(11)臺灣總督府殖産局『臺灣の米』(殖産局出版、1926年)

(12)岡村保『百年八十四年其他種々の期間貯蔵されたる古米の特異性』、『農業』(大日本農會、1937年5月号)

にぬれただけだったり、袋がやぶれただけだったりする程度の軽い事故米」を指すとされる。『軽微な事故米 すべて飼料用に 農水省方針』、『読売新聞』(2008年10月11日)を参照。

(14)歌野清一郎、宮崎勇作『有害米、正規米と混合』、『朝日新聞』(2008年9月8日)また別の記事でも「ブレンド米と同じような発想だった。正規米だけでは価格競争で採算ラインを割るケースもあり、利益を確保したかった」と説明している。『正規米に1割混入』、『産経新聞』(2008年9月7日)ここで向き合うべきことは、これが業界の「常識」であるが故に、三笠フーズの詐欺罪立証が困難だという現実である。

(15)工藤正久『原料米も産地表示』、『毎日新聞』(2008年11月13日)

(16)『事故表』も流通先調査、『産経新聞』(2008年10月3日)

(17)『流通先』社長が自殺、『毎日新聞』(2008年9月17日)

(18)『自殺した米穀業者 国産と説明し出荷』、『朝日新聞・夕刊』(2008年9月18日)